

野田市手数料条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和4年12月16日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第24号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の6の27の項の(1)のアからオまで以外の部分中「が、住宅の用途のみに供する建築物又は住戸の部分のみを認定の申請の対象とする複合建築物である場合」を「の住宅部分に係る部分」に改め、同項の(1)のイを次のように改める。

イ 共同住宅等

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 20,000円

別表の6の27の項の(1)のウを削り、同項の(1)のエの(ア)中「以下」を「未満」に改め、同項の(1)のエの(イ)中「を超える」を「以上の」に、「17,000円」を「16,000円」に改め、同項の(1)中エをウとし、オを削り、同項の(2)のア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅

(ア) 誘導仕様基準による場合

(i) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 17,000円

(ii) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 19,000円

(イ) その他の場合

(i) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 34,000円

(ii) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 37,000円

イ 共同住宅等

(ア) 誘導仕様基準による場合

- (i) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 32,000円
- (ii) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 56,000円
- (イ) その他の場合
 - (i) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 67,000円
 - (ii) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 112,000円

別表の6の27の項の(2)のウを削り、同項の(2)のエの(ア)の(i)及び(ii)以外の部分中「モデル建物法」を「モデル建築物基準」に改め、同項の(2)のエの(ア)の(i)中「以下」を「未満」に改め、同項の(2)のエの(ア)の(ii)中「を超える」を「以上の」に改め、同項の(2)のエの(イ)の(i)中「以下」を「未満」に、「255,000円」を「221,000円」に改め、同項の(2)のエの(イ)の(ii)中「を超える」を「以上の」に、「317,000円」を「277,000円」に改め、同項の(2)中エをウとし、オを削り、同項の備考の(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) モデル建築基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- (2) 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- (3) 複合建築物の場合は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして算定した場合の当該手数料の金額に相当する金額の合計額とする。

別表の6の27の項の備考中(4)から(6)までを削り、(7)を(4)とし、同表の6の28の項中「25の項の右欄」を「27の項の右欄」に改め、同項の備考の(1)中「共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）」を

「複合建築物」に、「25の項の備考の(6)」を「27の項の備考の(3)」に改め、同表の6の29の備考中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、同表の6の30の項中「27の項」を「29の項」に改め、同表の6の31の項の(1)のイを削り、同項の(1)のうち「(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)」を削り、同項の(1)中ウをイとし、エをウとし、同項の(2)のアの(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 誘導仕様基準による場合

(i) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 17,000円

(ii) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 19,000円

(イ) その他の場合

(i) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 34,000円

(ii) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 37,000円

別表の6の31の項の(2)のイを次のように改める。

イ 共同住宅等

(ア) 誘導仕様基準による場合

(i) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 32,000円

(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 56,000円

(イ) その他の場合

(i) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 67,000円

(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 112,000円

別表の6の31の項の(2)中ウを削り、エをウとし、同項の備考中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、同項の備考の(3)中「(住戸の部分のみを認定の申請の対象とする

ものを除く。）」を削り、「、共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）」を「その単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等」に改め、同項の備考中(3)を(4)とし、同項の備考の(2)中「（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）」を削り、同項の備考中(2)を(3)とし、同項の備考の(1)の次に次のように加える。

(2) 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

別表の6の32の項中「29の項の右欄の区分に」を「31の項の右欄の区分に」に改め、同項の備考の(1)中「（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）」を削り、「29の項の備考の(2)」を「31の項の備考の(3)」に改め、同項の備考の(2)中「29の項」を「31の項」に改め、同表の6の33の項の(2)のイの(ア)中「モデル共同住宅基準」を「モデル住宅基準」に改め、同項の備考の(2)中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項の備考中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同項の備考の(6)中「、住宅部分については」の次に「その単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては」を加え、同項の備考中(6)を(5)とする。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。